

改正後	現 行
<p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第9の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>(-) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>(十) 脂質異常症食の対象となる入所者等について</p> <p>療養食として提供される脂質異常症食の対象となる入所者等は、空腹時定常状態におけるLDL-Cコレステロール値が140mg/dl以上である者又はHDL-Cコレステロール値が40mg/dl未満若しくは血清中性脂肪値が150mg/dl以上である者であること。</p> <p>⑰ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い</p> <p>報酬告示第9の14及び15の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>3. 訓練等給付費</p> <p>(1) 機能訓練サービス費</p> <p>① 機能訓練サービス費の区分について</p> <p>(-) 機能訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立訓練(機能訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 機能訓練サービス費(II)については、自立訓練(機能訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合に算定する。なお、「居宅を訪問して自立訓練(機能訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p>

改正後	現行
<p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3月30日付<u>障発第141号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日付<u>社援更第192号厚生省社会・援護局長通知</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日付<u>社更第107号厚生省社会・援護局長</u>)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>	<p>ア 運動機能及び日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 住宅改修に関する相談援助</p> <p>エ その他必要な支援</p> <p>(三) 「視覚障害者に対する専門的訓練」とは、視覚障害者である利用者に対し、以下の研修等を受講した者が行う、歩行訓練や日常生活訓練等をいうものである。</p> <p>ア 国立障害者リハビリテーションセンター学院の視覚障害学科(平成10年度までの間実施していた視覚障害生活訓練専門職員養成課程を含む。)</p> <p>イ 「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成13年3月30日障発第141号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施している視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>ウ 廃止前の「視覚障害生活訓練指導員研修事業について」(平成6年7月27日社援更第192号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた視覚障害生活訓練指導員研修</p> <p>エ 廃止前の「盲人歩行訓練指導員研修事業について」(昭和47年7月6日社更第107号)に基づき、社会福祉法人日本ライトハウスが受託して実施していた盲人歩行訓練指導員研修</p>

改正後	現 行
<p>オ (略)</p> <p><u>(四) 共生型機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。</u></p> <p>ア <u>50歳未満の者であって、区分2以下のもの</u></p> <p>イ <u>50歳以上の者であって、区分1以下のもの</u></p> <p><u>(五) 共生型自立訓練（機能訓練）事業所にサービス管理責任者を1名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p>(六) (略)</p>	<p>オ その他、上記に準じて実施される、視覚障害者に対する歩行訓練及び生活訓練を行う者を養成する研修 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(四) 基準該当機能訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは</u></p>

改正後	現 行
<p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>④ 初期加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑥ リハビリテーション加算の取扱いについて ア (略)</p>	<p>指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練（機能訓練）事業所に通所させて、自立訓練（機能訓練）を提供した場合に算定する。</p> <p>ア 50歳未満の者であって、区分2以下のもの イ 50歳以上の者であって、区分1以下のもの</p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第10の1の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④の規定を準用する。<u>この場合において、対象職種は社会福祉士及び介護福祉士である。</u></p> <p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第10の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 初期加算の取扱い 報酬告示第10の3の初期加算については、2の(6)の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第10の4の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑥ リハビリテーション加算の取扱い ア 報酬告示第10の4の2のリハビリテーション加算については、利用者ごとに個別のリハビリテーションを行った場合に算定するものであるが、原則として利用者全員に対して実施すべきものであること。</p>

改正後	現 行
<p>イ 2の(6)の⑪の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑧ <u>食事提供体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑮の(-)から⑮までの規定を準用する。</p> <p>⑩ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑥の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑪ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p>(-) <u>対象者の要</u> <u>医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいうものである。</u></p>	<p>イ 2の(6)の⑩の規定は、自立訓練（機能訓練）に係るリハビリテーション加算について準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第10の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第10の6の食事提供体制加算については、2の(6)の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑨ 送迎加算の取扱い 報酬告示第10の7の送迎加算については、2の(6)の⑭の(-)から⑭までの規定を準用する。</p> <p>⑩ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第10の8の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2の⑤の⑥の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</u></p> <p>(二) 施設要件</p> <p><u>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</u></p> <p><u>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</u></p> <p><u>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所等した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</u></p> <p>(三) 支援内容</p>	

改正後	現 行
<p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア <u>本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（機能訓練）計画等の作成</u></p> <p>イ <u>指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等</u></p> <p>ウ <u>日常生活や人間関係に関する助言</u></p> <p>エ <u>医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</u></p> <p>オ <u>日中活動の場における緊急時の対応</u></p> <p>カ <u>その他必要な支援</u></p> <p>⑫ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の8の3の就労移行支援体制加算については、2の(6)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑬ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>	<p>(新設)</p> <p>⑪ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第10の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>(2) 生活訓練サービス費</p>

改正後	現 行
<p>① (略)</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 生活訓練サービス費(Ⅱ)については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定することができるものとする。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ その他必要な支援</p> <p>また、ここでいう「居宅」とは、<u>指定共同生活援助事業所</u>における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、<u>指定共同生活援助等</u>の利用者であっても対象となるものとする。</p>	<p>① 生活訓練サービス費の区分について</p> <p>(一) 生活訓練サービス費(I)については、利用者を通所させて自立訓練(生活訓練)を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、自立訓練(生活訓練)を提供した場合に算定する。</p> <p>(二) 生活訓練サービス費(Ⅱ)については、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、日中活動サービスを利用する日以外の日に、利用者の居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合に、<u>訪問を開始した日から起算して180日の間に50回を上限として算定することができるものとする</u>。なお、「居宅を訪問して自立訓練(生活訓練)を提供した場合」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア 日常生活動作能力の維持及び向上を目的として行う各種訓練等及びこれらに関する相談援助</p> <p>イ 食事、入浴、健康管理等居宅における生活に関する訓練及び相談援助</p> <p>ウ 地域生活のルール、マナーに関する相談援助</p> <p>エ 交通機関、金融機関、役所等の公共機関活用に関する訓練及び相談援助</p> <p>オ その他必要な支援</p> <p>また、ここでいう「居宅」とは、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>における共同生活住居は含まれないものであるが、エのうち、共同生活住居外で実施する訓練については、<u>指定共同生活援助利用者及び外</u></p>

改正後	現 行
<p>(三) <u>「視覚障害者に対する専門的訓練」については、3の(1)の(三)の規定を準用する。</u></p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) <u>共生型生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所である共生型自立訓練</u></p>	<p><u>部サービス利用型指定共同生活援助利用者</u>であっても対象となるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(三) 生活訓練サービス費(Ⅲ)及び生活訓練サービス費(Ⅳ)については、日中、一般就労又は障害福祉サービスを利用する者を対象者として想定しており、具体的には、特別支援学校を卒業して就職した者、障害者支援施設又は日中の自立訓練(生活訓練)において一定期間訓練を行ってきた者等に対して、指定宿泊型自立訓練を行った場合に算定する。生活訓練サービス費(Ⅳ)については、長期間、指定障害者支援施設等の入所施設に入所又は精神科病院等に入院していた者はもとより、長期間のひきこもり等により社会生活の経験が乏しいと認められる者や発達障害のある者など2年間の利用期間では十分な成果が得られないと認められる者等についても算定対象となるものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を利用している日に、日中、外部又は同一敷地内の障害福祉サービス等を利用した場合は、生活訓練サービス費(Ⅲ)又は生活訓練サービス費(Ⅳ)と当該障害福祉サービスの報酬いずれも算定できる。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>(生活訓練) 事業所に通所させて、自立訓練 (生活訓練) を提供した場合に算定する。</u></p> <p><u>ア 50 歳未満の者であって、区分 2 以下のもの</u></p> <p><u>イ 50 歳以上の者であって、区分 1 以下のもの</u></p> <p><u>(六) 共生型自立訓練 (生活訓練) 事業所にサービス管理責任者を 1 名以上配置しており、地域に貢献する活動を行っているものとして都道府県知事に届け出た場合については、所定単位数を加算する。</u></p> <p><u>なお、地域に貢献する活動は、「地域の交流の場 (開放スペースや交流会等) の提供」、「認知症カフェ・食堂等の設置」、「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」、「地域のボランティアの受入れや活動 (保育所等における清掃活動等) の実施」、「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」、「地域住民への健康相談教室・研修会」など、地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。</u></p> <p><u>(七) (略)</u></p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p>	<p><u>(四) 基準該当生活訓練サービス費については、次のいずれかに該当する利用者を介護保険法による指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型通所介護事業所又は指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所である基準該当自立訓練 (生活訓練) 事業所に通所させて、自立訓練 (生活訓練) を提供した場合に算定する。</u></p> <p><u>ア 50 歳未満の者であって、区分 2 以下のもの</u></p> <p><u>イ 50 歳以上の者であって、区分 1 以下のもの</u></p> <p>② 福祉専門職員配置等加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>(略)</p> <p>③ 地域移行支援体制強化加算の取扱いについて (略)</p> <p>④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 初期加算の取扱いについて (略)</p>	<p>報酬告示第 11 の 1 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>③ 地域移行支援体制強化加算の取扱い 報酬告示第 11 の 1 の 3 の地域移行支援体制強化加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者の数を 15 で除して得た数以上の地域移行支援員を配置しており、当該地域移行支援員のうち 1 人以上が常勤で配置されている事業所について算定するものであるが、当該地域移行支援員については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者が地域生活への移行後に入居する住まいや利用可能な福祉サービス等に関する情報提供</p> <p>イ 共同生活援助等の体験的な利用を行うための連絡調整</p> <p>ウ 地域生活への移行後の障害福祉サービス利用等のための指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所との連絡調整</p> <p>エ 地域生活への移行の際の公的手続等への同行等の支援</p> <p>オ その他利用者の地域生活への移行のために必要な支援</p> <p>④ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第 11 の 2 の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2 の (6) の⑥の規定を準用する。(指定宿泊型自立訓練を除く。なお、指定宿泊型自立訓練を行う場合については、2 の (9) の⑦の規定を準用する。)</p> <p>⑤ 初期加算の取扱い 報酬告示第 11 の 3 の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑥ <u>欠席時対応加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>⑦ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑮の規定を準用する。</p> <p>⑧ <u>個別計画訓練支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 4 の 3 の個別計画訓練支援加算については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>(一) <u>個別計画訓練支援加算に係る訓練は、利用者ごとに行われる個別支援計画の一環として行われることに留意すること。</u></p> <p>(二) <u>(三)により作成される個別訓練実施計画を作成した利用者について、当該指定自立訓練（生活訓練）等を利用した日に算定することとし、必ずしも個別訓練実施計画に位置づけられた訓練が行われた日とは限らないものであること。</u></p> <p>(三) <u>個別計画訓練支援加算については、以下の手順で実施すること。</u></p> <p>ア <u>利用開始にあたり、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者（視覚障害者を対象とする場合にあつ</u></p>	<p>なお、指定宿泊型自立訓練を利用している者が同一敷地内の日中活動サービスを利用している場合については、指定宿泊型自立訓練のみについて初期加算を算定するものとし、指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から 30 日の間算定できるものであること。</p> <p>⑥ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第 11 の 4 の欠席時対応加算については、2 の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑦ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算については、2 の(7)の⑧の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ては、第 556 号告示第 10 号に規定する厚生労働大臣が定める従業者をもって代えることができるものとする。以下イにおいて同じ。)</u>が、暫定的に、訓練に関する解決すべき課題の把握（以下この⑧において「アセスメント」という。）とそれに基づく評価を行い、その後、カンファレンスを行って多職種協働により、認定調査項目中「応用日常生活動作」、「認知機能」及び「行動上の障害」に係る個別訓練実施計画の原案を作成すること。</p> <p><u>また、作成した個別訓練実施計画の原案については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u></p> <p><u>イ 個別訓練実施計画の原案に基づいた訓練を実施しながら、概ね 2 週間以内及び毎月ごとに社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者がアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、カンファレンスを行って、個別訓練実施計画を作成すること。なお、この場合にあっては、個別訓練実施計画を新たに作成する必要はなく、個別訓練実施計画の原案の変更等をもって個別訓練実施計画の作成に代えることができるものとし、変更等がない場合にあっても、個別訓練実施計画の原案を個別訓練実施計画に代えることができるものとする。</u></p> <p><u>また、作成した個別訓練実施計画については、利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。</u></p> <p><u>なお、カンファレンスの結果、必要と判断された場合は、関係する指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>害福祉サービス事業所等に対して訓練に関する情報伝達（日常生活上の留意点、サービスの工夫等）や連携を図ること。</u></p> <p><u>ウ 利用を終了する前に、関連スタッフによる終了前カンファレンスを行うこと。その際、終了後に利用予定の指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者等の参加を求めること。</u></p> <p><u>エ 利用終了時には指定特定相談支援事業所の相談支援専門員や他の障害福祉サービス事業所等に対して必要な情報提供を行うこと。</u></p> <p>⑨ <u>短期滞在加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>⑩ <u>日中支援加算の取扱いについて</u> (略)</p>	<p>⑧ 短期滞在加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の短期滞在加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定自立訓練（生活訓練）を利用している者であって、心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して、宿泊の提供を行った場合に、算定する。</p> <p>(二) 短期滞在加算 (I) については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>(三) 短期滞在加算 (II) については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>⑨ 日中支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第 11 の 5 の 2 の日中支援加算については、指定宿泊型自立訓練と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に利用することができないとき、サービス</p>

改正後	現 行
	<p>等利用計画若しくは自立訓練（生活訓練）計画に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、昼間の時間帯において介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(7) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所は、当該利用者に対して昼間の時間帯に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、自立訓練（生活訓練）計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の従業者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の昼間の時間帯の支援に係る従業者の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する従業者の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所</p>

改正後	現 行
<p>⑪ 通勤者生活支援加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑫ 入院時支援特別加算の取扱いについて (一) (略)</p>	<p>に従事する従業者以外の者であって昼間の時間帯における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、昼間の時間帯における支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。</p> <p>⑩ 通勤者生活支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 3 の通勤者生活支援加算については、指定宿泊型自立訓練の利用者のうち、100 分の 50 以上の者が通常の事業所に雇用されている場合に加算を算定するものであるが、この場合の「通常の事業所に雇用されている」とは、一般就労のことをいうものであって、指定就労移行支援、指定就労継続支援 A 型及び指定就労継続支援 B 型の利用者は除くものであること。</p> <p>(二) 通勤者生活支援加算を算定する事業所においては、主として日中の時間帯において、勤務先その他の関係機関との調整及びこれに伴う利用者に対する相談援助を行うものとする。</p> <p>⑪ 入院時支援特別加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 4 の入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、⑬の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p>	<p>等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合に、1月の入院日数の合計数（入院の初日及び最終日を除く。）に応じ、加算する。</p> <p>(二) 報酬告示第11の5の4のイが算定される場合にあつては少なくとも1回以上、5の4のロが算定される場合にあつては少なくとも2回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、入院期間が7日以上の場合であつて、病院又は診療所への訪問回数が1回である場合については、5の4のイを算定する。</p> <p>(三) 入院期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該2月目において、入院日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 入院時支援特別加算は、⑫の長期入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) (略)</p>	<p>⑫ 長期入院時支援特別加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 5 の 5 の長期入院時支援特別加算については、長期間にわたる入院療養又は頻回の入院療養が必要な利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者が病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 報酬告示第 11 の 5 の 5 が算定される場合にあつては、特段の事情のない限り、原則、1週に1回以上病院又は診療所を訪問する必要があること。なお、「特段の事情」とは、利用者の事情により、病院又は診療所を訪問することができない場合を主として指すものであること。</p> <p>また、当該特段の事情がある場合については、その具体的な内容を記録しておくこと。</p> <p>(三) 長期入院時支援特別加算の算定に当たって、1回の入院で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援、入退院の手続や家族等への連絡調整</p>

改正後	現 行
<p>(五) 長期入院時支援特別加算は、⑫の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>⑭ 帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p>などの支援を行った場合は、その支援内容を記録しておくこと。</p> <p>(五) 長期入院時支援特別加算は、⑪の入院時支援特別加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で入院時支援特別加算を算定した場合であっても、1回の入院における2月目以降の月について、長期入院時支援特別加算を算定することは可能であること。</p> <p>(六) 長期入院時支援特別加算は、長期帰宅時支援加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>⑬ 帰宅時支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の6の帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合に、当該利用者の1月における外泊の日数（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 外泊期間が複数月にまたがる場合の2月目以降のこの加算</p>

改正後	現 行
<p>(四) 帰宅時支援加算は、⑮の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所等</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p>⑮ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p>	<p>の取扱いについては、当該2月目において、外泊日数の合計が、3日に満たない場合、当該2月目については、この加算を算定しない。</p> <p>(四) 帰宅時支援加算は、⑭の長期帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で長期帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 共同生活援助の体験的な利用に伴う外泊の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p>⑭ 長期帰宅時支援加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第11の5の7の長期帰宅時支援加算については、利用者が自立訓練（生活訓練）計画に基づき、家族等の居宅等において長期間外泊した場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該利用者の帰省に伴う家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、外泊期間（外泊の初日及び最終日を除く。）に応じ、1日につき所定単位数を算定する。</p> <p>(二) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、当該利用者が帰省している間、家族等との連携を十分図ることにより、当該利用者の居宅等における生活状況等</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、<u>⑭</u>の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) (略)</p> <p>(六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所等</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p><u>⑰</u> 地域移行加算の取扱いについて (略)</p> <p><u>⑱</u> 地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて (略)</p>	<p>を十分把握するとともに、その内容については、記録しておくこと。また、必要に応じ自立訓練（生活訓練）計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(三) 長期帰宅時支援加算の算定に当たって、1回の外泊で月をまたがる場合は、当該加算を算定できる期間の属する月を含め、最大3月間まで算定が可能であること。また、2月目以降のこの加算の取扱いについては、当該月の2日目までは、この加算は算定できないこと。</p> <p>(四) 長期帰宅時支援加算は、<u>⑬</u>の帰宅時支援加算を算定する月については算定できない。また、この場合において、最初の1月目で帰宅時支援加算を算定した場合であっても、1回の外泊における2月目以降の月について、長期帰宅時支援加算を算定することは可能であること。</p> <p>(五) 長期帰宅時支援加算は、長期入院時支援特別加算と同一日に算定することはできないこと。</p> <p>(六) 共同生活援助への体験的な利用の場合であって、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所と同一敷地内の<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>を利用する場合は算定しないものとする。</p> <p><u>⑮</u> 地域移行加算の取扱い 報酬告示第11の5の8の地域移行加算については、2の(5)の③の規定を準用する。</p> <p><u>⑰</u> 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算につ</p>

改正後	現 行
	<p>いては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所</p>

改正後	現 行
<p>⑱ <u>精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第11の5の10の精神障害者地域移行特別加算につい</u> <u>ては、次のとおり取り扱うものとする。</u></p>	<p>の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容</p> <p>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成</p> <p>イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>ウ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>オ 日中活動の場における緊急時の対応</p> <p>カ その他必要な支援</p> <p>(新設)</p>

改正後	現行
<p>(一) <u>対象者の要件</u> <u>精神科病院に1年以上入院していた精神障害者であって、退院してから1年以内の者であること。</u> <u>また、本加算は、長期入院精神障害者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、長期入院精神障害者が精神科病院から退院するに当たり、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該精神障害者の受入れを行うことを想定しており、退院日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</u> <u>なお、1年以上精神科病院に入院し、退院後、一定期間居宅等で生活した精神障害者であっても、退院から1年以内について、加算を算定できるものである。</u></p> <p>(二) <u>施設要件</u> <u>事業所が定める運営規程において、主たる対象とする障害の種類に精神障害者を含む指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であること。</u> <u>また、当該事業所の従業者として、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要する者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者を1人以上配置するとともに、精神障害者の地域生活を支援するための体制を確保していること。</u></p> <p>(三) <u>支援内容</u> <u>加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</u></p>	

改正後	現 行
<p>ア <u>社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師若しくは心理に関する支援を要す者に対する相談、助言、指導等の援助を行う能力を有する者である従業者による、本人、家族、精神科病院その他関係者からの聞き取り等によるアセスメント及び地域生活に向けた自立訓練（生活訓練）計画の作成</u></p> <p>イ <u>精神科病院との日常的な連携（通院支援を含む）</u></p> <p>ウ <u>対象利用者との定期及び随時の面談</u></p> <p>エ <u>日中活動の選択、利用、定着のための支援</u></p> <p>オ <u>その他必要な支援</u></p> <p>⑱ <u>強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 11 の 5 の 11 の強度行動障害者地域移行特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</u></p> <p><u>(一) 対象者の要件</u> <u>障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目（第 543 号告示別表第 2 に規定する行動関連項目をいう。）について、算出した点数の合計が 10 点以上の者（以下この⑱において「強度行動障害を有する者」という。）であって、指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に 1 年以上入所していたもののうち、退所してから 1 年以内の障害者であること。</u> <u>また、本加算は、強度行動障害を有する者の地域移行を進めることを趣旨としたものであることから、原則として、1 年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所した強度行動障害を有する者が当該施設から退所するに当たり、</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が当該強度行動障害を有する者の受入れを行うことを想定しており、退所日から1年以内について、加算の算定ができるものとする。</u></p> <p><u>なお、1年以上指定障害者支援施設等又は指定障害児入所施設等に入所し、退所後、一定期間居宅等で生活した強度行動障害を有する者であっても、退所から1年以内について、加算を算定できるものである。</u></p> <p>(二) <u>施設要件</u></p> <p><u>以下のいずれにも該当する指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、強度行動障害を有する者に対して、自立訓練（生活訓練）計画に基づき、当該利用者の障害特性を踏まえた地域生活のための相談援助や個別の支援を行うものであること。</u></p> <p>(7) <u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所のサービス管理責任者又は生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を1以上配置していること。</u></p> <p>(1) <u>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の生活支援員のうち、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者の割合が100分の20以上であること。</u></p> <p>⑳ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第11の6の利用者負担上限額管理加算については、2</p>	<p>⑰ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱い</u> 報酬告示第11の6の利用者負担上限額管理加算については、2</p>

改正後	現 行
<p>の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑳ 食事提供体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) このほか、報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算 (I) 及びロの食事提供体制加算 (II) については、2 の (6) の㉓の規定を準用する。</p> <p>㉔ 精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて</p> <p>(略)</p>	<p>の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ 食事提供体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算 (I) については、短期滞在加算が算定される者及び指定宿泊型自立訓練の利用者について算定するものである。</p> <p>なお、1日に複数回食事の提供をした場合については、この加算がその食事を提供する体制に係るものであることから、複数回分の算定はできない。ただし、食材料費については、複数食分を利用者から徴収して差し支えないものであること。</p> <p>(二) 報酬告示第 11 の 7 のロの食事提供体制加算 (II) については、食事提供体制加算 (I) が算定される者以外の者について算定するものであること。</p> <p>(三) このほか、報酬告示第 11 の 7 のイの食事提供体制加算 (I) 及びロの食事提供体制加算 (II) については、2 の (6) の㉒の規定を準用する。</p> <p>㉓ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い</p> <p>報酬告示第 11 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、第 551 号告示に適合しているものとして都道府県知事に届け出た、精神病院の精神病床を転換した事業所において、精神病床に概ね1年以上入院していた精神障害者等に対して居住の場を提供した場合につき、夜間の勤務体制に応じ、次のとおりそれぞれ算定する。</p> <p>(一) 精神障害者退院支援施設加算 (I) については、夜間の時間帯を通じて生活支援員が1人以上配置されている場合に算定す</p>

改正後	現 行
<p>⑳ 夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この㉓において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア （略）</p>	<p>る。</p> <p>(二) 精神障害者退院支援施設加算 (II)については、夜間の時間帯を通じて宿直勤務を行う職員が 1 人以上配置されている場合に算定する。</p> <p>また、このほか、精神障害者退院支援施設の運営に係る留意事項については、別途通知する。</p> <p>㉑ 夜間支援等体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算(I)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この㉑において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p>

改正後	現 行
<p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所</u>等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p>	<p>(イ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、30人までを上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所</u>又は<u>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確</p>

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p>	<p>認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに自立訓練（生活訓練）計画に位置付ける必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所を利用している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算Ⅱ及び同ハの</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p>	<p>夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う20人定員の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>→ $1,570 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 4.3 \text{ 人}$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人以上6人以下の加算額(269単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第11の9のロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(-) のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p>

改正後	現行
<p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所等</u>における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。</p> <p>ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>なお、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所等</u>における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならない。</p> <p>ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において指定宿泊型自立訓練を利用している利用者数の総数とし、当該利</p>

改正後	現行
<p>(三) (略)</p>	<p>利用者数の総数は、現に指定宿泊型自立訓練を利用している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、報酬告示第11の9のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)については、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生</p>

改正後	現 行
	<p>活訓練) 事業所に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制が確保されている場合</p> <p>(イ) 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所に従事する生活支援員又は地域移行支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算（Ⅲ）及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p>

改正後	現行
<p>②④ 看護職員配置加算の取扱いについて (略)</p> <p>②⑤ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 11 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から⑵の規定までを準用する。</p> <p>②⑥ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p>	<p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の利用者は、報酬告示第 11 の 9 のイの夜間支援等体制加算 (I) 及び同ロの夜間支援等体制加算 (II) を算定できないものであること。</p> <p>②① 看護職員配置加算の取扱い 報酬告示第 11 の 10 のイの看護職員配置加算 (I) 及びロの看護職員配置加算 (II) については、常勤換算方法で 1 以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置している場合に、指定自立訓練（生活訓練）又は指定宿泊型自立訓練の利用者の数に応じ、算定できるものであること。</p> <p>当該加算の算定対象となる指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所については、報酬告示第 11 の 4 の 2 の医療連携体制加算の算定対象とはならないこと。</p> <p>②② 送迎加算の取扱い 報酬告示第 11 の 11 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から⑴の規定までを準用する。</p> <p>②③ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 11 の 12 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑥の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑳ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 12 の 2 の社会生活支援特別加算については、 3 の (1) の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 12 の 3 の就労移行支援体制加算については、 2 の (6) の㉓の規定を準用する。</p> <p>㉔ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 11 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉕の規定 を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(-) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費 (I) については、利用者を通所さ せて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せ て利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。 <u>ただし、通常の事業所に雇用されている障害者が休職した 場合には、(ア)から(ウ)の条件をいずれも満たす場合に限り算定 することが可能であり、復職した場合には一般就労への移行 者として差し支えない。</u></p> <p><u>(ア) 当該休職者を雇用する企業、地域における就労支援機関</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別 加算の取扱い 報酬告示第 11 の 13 及び 14 の福祉・介護職員処遇改善加算及び 福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉕の規定 を準用する。</p> <p>(3) 就労移行支援サービス費</p> <p>① 就労移行支援サービス費について</p> <p>(-) 就労移行支援サービス費の区分について</p> <p>ア 就労移行支援サービス費 (I) については、利用者を通所さ せて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せ て利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定 し、利用者が就職した日の前日まで算定が可能であること。</p>

改正後	現 行
<p><u>や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合又は困難である場合</u></p> <p>(イ) <u>休職中の障害者本人が復職を希望し、企業及び主治医が復職に関する支援を受けることにより復職することが適当と判断している場合</u></p> <p>(ウ) <u>休職中の障害者にとって、就労移行支援を実施することにより、より効果的かつ確実に復職につなげることが可能であると市区町村が判断した場合</u></p> <p><u>また、就労移行支援サービス費 (I) は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合（当該年度の前年度において、就労移行支援を受けた後就労し、就労を継続している期間が6月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合をいう。以下「イ」において同じ。）に応じ、基本報酬を算定する。</u></p> <p>イ <u>就労移行支援サービス費 (II) については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。また、就労移行支援サービス費 (II) は、当該年度の利用定員及び前年度の就労定着者の割合に応じ、基本報酬を算定する。</u></p>	<p>イ 就労移行支援サービス費 (II) については、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所が、利用者を通所させて就労移行支援を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労移行支援を提供した場合に算定する。</p>

改正後	現 行
<p><u>(二) 指定を受けた日から2年間の就労移行支援サービス費の区分について</u></p> <p><u>報酬告示第12の1の注4の2については、新規指定の就労移行支援事業所等において指定を受けた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から2年間は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度、翌年度及び翌々年度は、就労定着者の割合が100分の30以上100分の40未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>なお、指定を受けた日から2年目において、前年度の就労定着者の割合が100分の40以上となる場合は、前年度の実績に応じて基本報酬を算定しても差し支えないこととする。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(新設)</p> <p><u>(二) 就労移行者数又は就労定着者数が0である場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>ア 報酬告示第12の1の注5の(4)中「就労移行者」とは、就労移行支援を経て企業等に雇用された者であること(ただし、平成28年4月1日以降においては、報酬告示第13の1の注2又は注3に規定する就労継続支援A型事業所等に雇用された者を除く。)</u></p>

改正後	現 行
<p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>③ 就労定着支援体制加算の取扱いについて</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p>	<p><u>イ 報酬告示第12の1の注5の(5)及び(6)中「就労定着者」とは、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから、当該企業等に連続して6月以上雇用されている者であること(ただし、平成28年4月1日以降においては、報酬告示第13の1の注2又は注3に規定する就労継続支援A型事業所等に雇用された者を除く。)</u>。</p> <p><u>ウ 同注5の(4)中「過去2年間」、(5)中「過去3年間」及び(6)中「過去4年間」とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去2年度、3年度又は4年度をいう。</u></p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第12の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>③ 就労定着支援体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第12の3の就労定着支援体制加算については、就労移行支援を経て企業等に雇用されてから6月を経過した日、12月を経過した日又は24月を経過した日が属する年度における就労定着者の数で算定すること。</p> <p>(二) 注中「イからハまでに掲げる期間継続して就労している者又は就労していた者」とは、就労移行支援を受けた後、就労した企業等に連続して6月以上、12月以上又は24月以上雇用されている者又は雇用されていた者であること(ただし、就労継続支援A型事業所等に雇用された者又は雇用されていた者は除く。)</p> <p>(三) 注中「利用定員」とは、就労移行支援のあった日の属する年</p>

改正後	現 行
<p>(四) (略)</p> <p>(五) (略)</p> <p><u>(六) 報酬告示第 12 の 3 の就労定着支援体制加算については平成 30 年 9 月 30 日までの間、算定できるものとする。ただし、就労定着支援の指定を受けた日以降は、就労定着支援体制加算は算定できない。</u></p> <p>④ 初期加算の取扱い<u>について</u> (略)</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱い<u>について</u> (略)</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い<u>について</u> 報酬告示第 12 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の<u>⑱</u>の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱い<u>について</u> 報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の (6) の</p>	<p>度の前年度における数であること。</p> <p>(四) 報酬告示第 12 の 3 における就労定着者の定着率の算定に当たって、注中における算定の際、各計算において小数点以下の端数が生じる場合には、小数点以下第 1 位を四捨五入すること。</p> <p>(五) 報酬告示第 12 の 3 の就労定着支援体制加算について、就労移行支援事業所において、暫定支給決定により就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントを行った後、一般就労した者については、当該加算の算定の対象に含まないものとする。 (新設)</p> <p>④ 初期加算の取扱い 報酬告示第 12 の 4 の初期加算については、2 の (6) の<u>⑦</u>の規定を準用する。</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱い 報酬告示第 12 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の (6) の<u>⑧</u>の規定を準用する。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第 12 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の<u>⑰</u>の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第 12 の 7 の食事提供体制加算については、2 の (6) の</p>

改正後	現 行
<p><u>⑬の規定を準用する。</u></p> <p>⑧ <u>精神障害者退院支援施設加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、 3 の (2) の<u>⑳</u>の規定を準用する。</p> <p>⑨ <u>福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 12 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、<u>以下 のとおり取り扱うこととする。</u></p> <p><u>(一) 福祉専門職員配置等加算 (I)</u> <u>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇 職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福 祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理 師である従業者の割合が 100 分の 35 以上であること。</u> <u>なお、「常勤で配置されている従業者」とは、正規又は非正 規雇用に係わらず、各事業所において定められる常勤の従業者 が勤務すべき時間数に達している従業者をいう。(二)及び(三) において同じ。)</u></p> <p><u>(二) 福祉専門職員配置等加算 (II)</u> <u>指定基準の規定により配置することとされている直接処遇 職員として常勤で配置されている従業者の総数のうち、社会福 祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理 師である従業者の割合が 100 分の 25 以上であること。</u></p> <p><u>(三) 福祉専門職員配置等加算 (III)</u> <u>2 の (5) の④の(三)の規定を準用する。</u></p> <p><u>(四) 多機能型事業所等における本加算の取扱いについて</u></p>	<p><u>⑫の規定を準用する。</u></p> <p>⑧ 精神障害者退院支援施設加算の取扱い 報酬告示第 12 の 8 の精神障害者退院支援施設加算については、 3 の (2) の<u>⑲</u>の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 12 の 9 の福祉専門職員配置等加算については、<u>2 の (5) の④の規定を準用する。</u></p>

改正後	現行
<p style="text-align: center;"><u>2の(5)の④の(四)の規定を準用する。</u></p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第12の11の医療連携体制加算については、2の(7)の⑮の(一)の規定を準用する。</p> <p>⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱いについて <u>(一) 報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算については、当該就労移行支援事業所等における就労定着者の割合が零である場合は算定できないことから、新たに指定を受けた日から1年間は算定できない。なお、新たに指定を受けてから2年目においては、前年度において就労定着者がいた場合には当該加算を算定することができる。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として1年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての1年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての1年以上の実務経験を指すものとする。</u></p> <p>(ア) 職業指導、作業指導等に関する業務 (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務 (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務</p>	<p>⑩ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第12の10の欠席時対応加算については、2の(6)の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第12の11の医療連携体制加算については、2の(7)の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑫ 就労支援関係研修修了加算の取扱い (新設)</p> <p>報酬告示第12の12の就労支援関係修了加算の注中「就労支援に従事する者として1年以上の実務経験」とは、就労移行支援事業における就労支援員としての1年以上の実務経験のほか、障害者の就労支援を実施する機関、医療・保健・福祉・教育に関する機関、障害者団体、障害者雇用事業所等における障害者の就職又は雇用継続のために行ういずれかの業務についての1年以上の実務経験を指すものとする。</p> <p>(ア) 職業指導、作業指導等に関する業務 (イ) 職場実習のあっせん、求職活動の支援に関する業務 (ウ) 障害者の就職後の職場定着の支援等に関する業務</p>

改正後	現行
<p>また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。</p> <p>ア 研修告示の<u>一のイ</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。</p> <p>イ 研修告示の<u>一のロ</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第 1 号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第 1 号職場適応援助者養成研修を指し、平成 21 年 4 月 1 日以前に実施されたものも含むものとする。なお、次の(ア)及び(エ)に掲げる研修についても、研修告示の<u>一のロ</u>に定めるものとして取り扱っても差し支えない。</p>	<p>また、「別に厚生労働大臣が定める研修」については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修（平成 21 年厚生労働省告示第 178 号。以下「研修告示」という。）において定めているところであり、具体的には次のとおりである。</p> <p>ア 研修告示の<u>二</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項第 3 号に掲げる地域障害者職業センターにおいて指定障害福祉サービス基準第 175 条第 1 項第 2 号の規定により置くべき就労支援員が就労支援を行うに当たって必要な基礎的知識及び技能を習得させるものとして行う研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施されている研修であること。</p> <p>イ 研修告示の<u>二</u>に定める障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号）第 20 条の 2 の 3 第 2 項各号に規定する研修については、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構において行う第 1 号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第 1 号職場適応援助者養成研修を指し、平成 21 年 4 月 1 日以前に実施されたものも含むものとする。なお、次の(ア)及び(イ)に掲げる研修についても、研修告示の<u>二</u>に定めるものとして取り扱っても差し支えない。</p>

改正後	現 行
<p>(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修</p> <p>(イ) 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の2の3第3項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う第2号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修）</p> <p>(ウ) <u>雇用保険法施行規則第118条の3第5項第1号に掲げる研修</u></p> <p>(エ) <u>雇用保険法施行規則第118条の3第5項第2号に掲げる研修</u></p> <p>ウ 研修告示の<u>一のハ</u>に定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年5月10日付障発0510第5号）を参照すること。</p> <p>⑬ 移行準備支援体制加算の取扱いについて (略)</p>	<p>(ア) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う配置型職場適応援助者養成研修</p> <p>(イ) 障害者の雇用の促進に関する法律施行規則第20条の2の3第3項各号に掲げる研修（独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う第2号職場適応援助者養成研修及び厚生労働大臣が定める第2号職場適応援助者養成研修）</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>ウ 研修告示の<u>三</u>に定めるア又はイと同等以上の内容を有すると厚生労働大臣が認める研修については、都道府県がア又はイと同等以上であると認めたものとして厚生労働省に協議し、同等以上の内容を有すると認められたものを指すものであること。なお、協議の方法等については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める研修のうち「厚生労働大臣が認める研修」の協議方法等について」（平成22年5月10日付障発0510第5号）を参照すること。</p> <p>⑬ 移行準備支援体制加算の取扱い (-) 報酬告示第12の13のイの移行準備支援体制加算(I)について</p>

改正後	現 行
	<p>ては、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>ア 注1の(1)中「職場実習等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 企業及び官公庁等における職場実習 (イ) アに係る事前面接、期間中の状況確認 (ウ) 実習先開拓のための職場訪問、職場見学 (エ) その他必要な支援 <p>イ 注1の(2)中「求職活動等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) ハローワークでの求職活動 (イ) 地域障害者職業センターによる職業評価等 (ウ) 障害者就業・生活支援センターへの登録等 (エ) その他必要な支援 <p>ウ ア又はイについては、職員が同行又は職員のみにより活動を行った場合に算定すること。</p> <p>エ 下記(二)の移行準備支援体制加算(Ⅱ)が算定されている間にあつては、算定しない。</p> <p>(二) 報酬告示第12の13のロの移行準備支援体制加算(Ⅱ)については、以下のとおり取り扱うこととする。</p> <p>注2中「事業所内における必要な支援等」とは、具体的には次のとおりであること。</p> <p>ア サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立</p>

改正後	現 行
<p>⑭ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 12 の 14 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑯ <u>通勤訓練加算の取扱いについて</u> (-) <u>報酬告示第 12 の 15 の 2 の通勤訓練加算については、当該就労移行支援事業所以外の事業所に従事する専門職員を外部から招いた際に、当該費用を支払う場合に加算するものであること。</u> (-) <u>注中「専門職員」とは、3 の (1) の①の(三)のアからオに掲げる研修等を受講した者とする。</u></p> <p>⑰ <u>在宅時生活支援サービス加算について</u> (-) <u>報酬告示第 12 の 15 の 3 の在宅時生活支援サービス加算については、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した在宅利用者に対し、当該就労移行支援事業所が費用を負担することで、在宅利用者の居宅に居宅介護事業所や重度訪問介護事業所に従事する者を派遣し、在宅利用者の生活</u></p>	<p>イ アを踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討</p> <p>ウ 施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助</p> <p>エ その他必要な支援</p> <p>⑭ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 12 の 14 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から(四)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 12 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑥の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>に関する支援を提供した場合に加算する。</u></p> <p><u>(二) 報酬告示第12の15の3の在宅時生活支援サービス加算については、居宅介護や重度訪問介護を利用している者であって、就労移行支援を在宅で利用する際に、支援を受けなければ在宅利用が困難な場合に加算する。</u></p> <p>⑱ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第12の15の4の社会生活支援特別加算については、<u>3の(1)の㉑の規定を準用する。</u></p> <p>⑲ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について 就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置及び前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外</p>	<p>(新設)</p> <p>⑯ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第12の16及び17の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑲の規定を準用する。</p> <p>(4) 就労継続支援A型サービス費</p> <p>① 就労継続支援A型サービス費について</p> <p>(-) 就労継続支援A型サービス費の区分について 就労継続支援A型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援A型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援A型を提供した場合（特定旧法指定施設を利用していた者に限る。）に、当該指定就労継続支援A型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p>なお、指定就労継続支援A型事業所に雇用される障害者以外</p>

改正後	現行
<p>の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費 (I) については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費 (II) については、就労継続支援A型サービス費 (I) 以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た以上であること。</p> <p><u>また、前年度に雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数は、雇用契約を締結していた全ての利用者における延べ労働時間を延べ利用人数で除して算出するものとする。</u></p> <p><u>ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間労働（1日の労働時間が4時間未満のことをいう。以下同じ。）となった場合、当該短時間労働となった者については、短時間労働となった日から90日分を限度として、延べ労働時間数及び延べ利用者数から除外しても差し支えないこととし、短時間労働となってしまった事由について都道府県に届け出ること。</u></p> <p><u>利用開始時には予見できない事由とは、具体的には以下の事由などを想定している。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>筋ジストロフィーを罹患している利用者が、利用開始時には予見できない病状の進行により短時間労働となってしまった場合</u> ・ <u>利用開始後に病気等で入院し、退院直後の労働が短時間と</u> 	<p>の者については、就労継続支援A型サービス費の算定対象とならないものであること。</p> <p>ア 就労継続支援A型サービス費 (I) については、指定就労継続支援A型であって、従業者の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 就労継続支援A型サービス費 (II) については、就労継続支援A型サービス費 (I) 以外の指定就労継続支援A型事業所であって、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た以上であること。</p>

改正後	現 行
<p><u>なってしまう場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>家族の介護を受けながら利用していたが、家族の病気等により、居宅介護等のサービスによる介護が必要となってしまう場合</u> ・ <u>精神障害者等で、利用開始時には予見できない体調の変動により短時間労働となってしまう場合</u> <p><u>なお、延べ労働時間数は、実際に利用者が労働した時間数の前年度の総計をいうものであって、休憩時間、遅刻、早退、欠勤、健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等により実際に労働していない時間であって賃金の支払いが生じない時間については労働時間数に含めない。</u></p> <p><u>年次有給休暇を取得した場合（時間単位で取得した場合も含む。）や健康面や生活面の助言及び指導といった面談に要した時間等であっても労働時間とし賃金を支払っている場合は労働時間数に含めるものとする。</u></p> <p><u>(二) 指定を受けた日から1年間の就労継続支援A型サービス費の区分について</u></p> <p><u>報酬告示第13の1の注3の2については、新規指定の就労継続支援A型事業所において指定を受けた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>受け入れた日から1年間は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中に利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度は、1日の平均労働時間数が3時間以上4時間未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における雇用契約を締結していた利用者の1日の平均労働時間数に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>(二) <u>短時間利用者が一定割合以上である場合の所定単位数の算定について</u></p> <p>ア <u>報酬告示第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(8)及び(9)の短時間利用者数が一定割合である場合の減算の取扱いについては、「現員数(雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者の合計数のことをいう。)」のうち「短時間利用者(週20時間未満の利用者のことをいう。)」の占める割合が、100分の50以上100分の80未満である場合又は100分の80以上である場合に減算を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>アの割合は直近の過去3月間において、1週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定する。ただし、算定対象となる3月間の最初の週と最終の週が、算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算するものとする。</u></p> <p>ウ <u>平成27年9月30日までの取扱いであること。</u></p>

改正後	現 行
<p>(削除)</p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱いについて</p>	<p><u>(三) 事業所における1日の平均利用時間が一定の場合の所定単位数の算定について</u></p> <p><u>ア 報酬告示第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(3)から(7)までの1日の平均利用時間が一定の場合における減算の取扱いについては、事業所における雇用契約を締結している利用者の1日当たり利用時間の平均が、1時間未満、1時間以上2時間未満、2時間以上3時間未満、3時間以上4時間未満又は4時間以上5時間未満である場合に減算を行うものとする。</u></p> <p><u>イ アの平均利用時間は、雇用契約を締結している全ての利用者における直近の過去3月間の延べ利用時間を直近の過去3月間の延べ利用人数で除して算出するものとする。ただし、利用開始時には予見できない事由により短時間利用（1日の利用時間が5時間未満の利用のことをいう。以下同じ。）となってしまった場合、当該短時間利用となってしまった者について、短時間利用となった日から90日を限度として平均利用時間の算出から除外しても差し支えないこととする。なお、短時間利用となってしまった事由について都道府県に届け出ること。</u></p> <p><u>ウ 平成27年10月1日以降からの施行であること。</u></p> <p>② 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第13の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>③ 就労移行支援体制加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>(一) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援 A 型を経て企業等（他の就労継続支援 A 型事業所を除く。）に雇用された後、当該企業等での雇用が継続している期間が 6 月に達した者（以下「就労定着者」という。）が前年度においている場合、利用定員及び人員配置に基づき算定する就労継続支援 A 型サービス費の区分に応じた所定単位数に前年度の就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算する。</p> <p>(二) <u>注 1 中「6 月に達した者」とは、前年度において企業等での雇用継続期間が 6 月に達した者である。例えば、平成 29 年 10 月 1 日に就職した者は、平成 30 年 3 月 31 日に 6 月に達した者となる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>④ 初期加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱いについて</p>	<p>(一) 報酬告示第 13 の 3 の就労移行支援体制加算については、就労継続支援 A 型を経て企業等に雇用されてから 6 月を経過した日が属する年度における利用者の数で算定すること。</p> <p>(二) <u>注中「6 月を超える期間継続して就労している者」とは、就労継続支援 A 型を受けた後、就労した企業等に連続して 6 月以上雇用されている者であること。</u></p> <p>(三) <u>この加算の算定対象となる利用定員は、(一)の利用者の数と同様、就労継続支援 A 型のあった日の属する年度の前年度における数であること。</u></p> <p>④ 初期加算の取扱い 報酬告示第 13 の 4 の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑤ 訪問支援特別加算の取扱い 報酬告示第 13 の 5 の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑥ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第 13 の 6 の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑦ 食事提供体制加算の取扱い</p>

改正後	現 行
<p>報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑮の (-) の規定を準用する。</p> <p>⑪ 施設外就労加算の取扱いについて 報酬告示第 13 の 11 の施設外就労加算を算定する場合には、<u>事業所内又は施設外就労の場において、以下の支援を行うものであること。</u> (略)</p>	<p>報酬告示第 13 の 7 の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑧ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 13 の 8 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑨ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第 13 の 9 の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑩ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第 13 の 10 の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑪ 施設外就労加算の取扱い 報酬告示第 13 の 11 の施設外就労加算の注中「<u>事業所内における必要な支援等</u>」とは、<u>具体的には次のとおりであること。</u></p> <p>(-) サービス管理責任者及び施設外就労の場に同行する支援職員と各利用者による施設外就労における就労状況や環境状況等に関する共通理解の確立</p> <p>(二) (-) を踏まえ、各利用者の施設外就労における問題点の把握・調整及び今後の施設外就労の継続の可否の検討</p> <p>(三) 施設外就労を実施する場合における各利用者の個別支援計画の実施状況及び目標の達成状況の確認並びに個別支援計画の必要な見直しのために必要な援助</p> <p>(四) その他必要な支援</p>

改正後	現 行
<p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑬ 賃金向上達成指導員配置加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第13の12の2の賃金向上達成指導員配置加算については、指定基準で定める人員配置に加え、賃金向上達成指導員を常勤換算方法で1以上配置した場合に、当該事業所の利用定員に応じた所定単位数を、1日つき当該事業所を利用した利用者全員に対して加算する。</p> <p>(二) 注中「賃金向上計画」は、「指定就労継続支援A型における適正な運営に向けた指定基準の見直し等に関する取扱い及び様式例について」（平成29年3月30日障障発0330第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「指定基準の見直し等通知」という。）の1の(2)で示す経営改善計画書を「賃金向上計画」とすることができる。なお、経営改善計画書を提出する必要のない事業所においては、指定基準の見直し等通知の1の(2)で示す別紙様式2-1の経営改善計画書の1に関して、現在の生産活動収入を維持又は増やす取組を行うための具体的取組を記載し、そのことを達成するための事項を2から6に記載することで、賃金向上計画とする</p>	<p>⑫ 重度者支援体制加算の取扱い</p> <p>(一) 報酬告示第13の12のイの重度者支援体制加算(I)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の50以上である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p>(二) 同ロの重度者支援体制加算(II)については、障害基礎年金1級受給者が利用者の数の100分の25以上100分の50未満である指定就労継続支援A型事業所である場合、算定する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>(三) 注中「キャリアアップを図るための措置を講じている」とは、将来の職務上の地位や賃金の改善を図るため、昇格、昇進、昇給といった仕組みが就業規則に記載されていることが必要であり、実際にキャリアアップした利用者がいない場合でも差し支えないが、仕組みがあるにも関わらず合理的な理由なく該当者がいない場合は、賃金向上達成指導員配置加算の算定要件を満たしていないとすることもできる。</u></p> <p>⑭ <u>送迎加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑮ <u>障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑯ <u>在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の 2 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の (3) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑰ <u>社会生活支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 14 の 3 の社会生活支援特別加算については、3 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑱ <u>福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第 13 の 15 及び 16 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の㉑の規定</p>	<p>⑬ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 13 の 13 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から (四) までの規定を準用する。</p> <p>⑭ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 13 の 14 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑥の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑮ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 13 の 15 及び 16 の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2 の (1) の⑲の規定</p>

改正後	現 行
<p>を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① (略)</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費について</p> <p><u>(一) 就労継続支援B型サービス費の区分について</u></p> <p>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置及び前年度の平均工賃月額に応じ、算定する。</p> <p><u>ア</u> (略)</p> <p><u>イ</u> (略)</p>	<p>を準用する。</p> <p>(5) 就労継続支援B型サービス費</p> <p>① 就労継続支援B型の対象者について</p> <p>就労継続支援B型については、次の(一)から(三)までのいずれかに該当する者が対象となるものであること。</p> <p>(一) 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>(二) 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>(三) (一)及び(二)のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者</p> <p>② 就労継続支援B型サービス費の<u>区分</u>について</p> <p>就労継続支援B型サービス費については、利用者を通所させて就労継続支援B型を提供した場合又は施設入所支援を併せて利用する者に対し、就労継続支援B型を提供した場合に、当該指定就労継続支援B型事業所における人員配置に応じ、算定する。</p> <p><u>(一)</u> 就労継続支援B型サービス費(I)については指定就労継続支援B型事業所であって、従業員の員数が利用者の数を7.5で除して得た数以上であること。</p> <p><u>(二)</u> 就労継続支援B型サービス費(II)については、就労継続支援B型サービス費(I)以外の指定就労継続支援B型事業所であつ</p>

改正後	現 行
<p> <u>ウ</u> 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。 <u>また、前年度の平均工賃月額を、以下の方法で算出すること。</u> <u>(ア) 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出する。</u> <u>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者に関しては、当該月の工賃支払対象者から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。）を利用している者については、工賃支払い対象者の総数から除外する。</u> <u>（例：50人定員で、工賃支払い対象者が、4月45人、5月50人、6月48人、7月50人、8月50人、9月50人、10月49人、11月50人、12月45人、1月47人、2月50人、3月50人の場合は、45人+50人+48人+50人+50人+50人+49人+50人+45人+47人+50人+50人=584人となる。）</u> <u>(イ) 前年度に支払った工賃総額を算出する。</u> </p>	<p> て、従業者の員数が利用者の数を10で除して得た数以上であること。 <u>(ニ)</u> 基準該当就労継続支援B型サービス費については、社会福祉法及び生活保護法に規定する授産施設（以下「社会事業授産施設等」という。）利用者のうち、社会事業授産施設等に係る事務費の対象とならない障害者を通所させて基準該当就労継続支援B型を提供した場合に算定する。 </p>

改正後	現 行
<p><u>ただし、月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃総額から除外する。また、就労継続支援B型以外の支給決定を受けて複数の日中活動に係る障害福祉サービス（当該就労継続支援B型事業所以外の就労継続支援B型事業所を除く。）を利用している者に支払った工賃は、工賃総額から除外する。</u></p> <p><u>(ウ) (イ)÷(ア)により1人あたり平均工賃月額（円未満四捨五入）を算出する。</u></p> <p><u>ただし、報酬告示第14の12のイの重度者支援体制加算(I)を算定している場合は、(イ)÷(ア)により算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を、就労継続支援B型サービス費を算定する際の平均工賃月額とすることができる。</u></p> <p><u>なお、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合など、同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合であって、都道府県がやむを得ないと認めた場合は、同一都道府県内全ての事業者について、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とすることができる。</u></p> <p><u>(二) 指定を受けた日から1年間の就労継続支援B型サービス費の区分について</u></p> <p><u>報酬告示第14の1の注4の2については、新規指定の就労継続支援B型事業所において指定を受けた日から1年間は、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>算定し、年度途中で指定された事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、1日の5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>また、指定を受けた日から利用者がいない場合は、利用者を受け入れた日から1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定し、年度途中で利用者を受け入れた事業所については、当該年度及び翌年度の1年間は、5千円以上1万円未満の場合として、基本報酬を算定する。</u></p> <p><u>ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における平均工賃月額に応じ、基本報酬を算定することができる。</u></p> <p>③ <u>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>④ <u>就労移行支援体制加算の取扱いについて</u> (略)</p> <p>(削除)</p>	<p>③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第14の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(6)の⑥の規定を準用する。</p> <p>④ 就労移行支援体制加算の取扱い 報酬告示第14の3の就労移行支援体制加算については、3の(4)の③の規定を準用する。</p> <p>⑤ <u>目標工賃達成加算の取扱い</u> <u>報酬告示第14の4の目標工賃達成加算については、次のとおり取り扱うものとする。また、このほか、この加算に関する留意事項については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照されたい。</u></p>

改正後	現 行
	<p>(一) <u>目標工賃の設定及び届出</u></p> <p>ア <u>目標工賃は、時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃の中から実際の工賃支払い方法に応じ選択すること。</u></p> <p>イ <u>目標工賃については、目標工賃達成加算の要件を満たさない額でも設定できること。</u></p> <p>(二) <u>工賃実績報告の提出</u></p> <p><u>目標工賃を設定する前年度の工賃の平均額を、目標工賃の設定に合わせた工賃の支払い体系（時間当たりの工賃、1日当たりの工賃又は1月当たりの工賃）で報告すること。</u></p> <p>(三) <u>申請時期及び申請先</u></p> <p><u>加算に関する申請と同時に、当該年度の目標工賃及び前年度の工賃実績を都道府県知事に提出すること。</u></p> <p>(四) <u>目標工賃達成加算の要件</u></p> <p>ア <u>目標工賃達成加算（I）については、次の（ア）から（エ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア）前年度の工賃実績（※1）が、地域の最低賃金の2分の1（※2）以上であること。</u></p> <p><u>（イ）前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。</u></p> <p><u>（ウ）各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（エ）原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以</u></p>

改正後	現 行
	<p><u>上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p> <p><u>イ 目標工賃達成加算（Ⅱ）については、次の（ア）から（エ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア） 前年度の工賃実績（※1）が、地域の最低賃金の3分の1（※4）以上であること。</u></p> <p><u>（イ） 前年度の工賃実績が目標工賃以上であること。</u></p> <p><u>（ウ） 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（エ） 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p> <p><u>ウ 目標工賃達成加算（Ⅲ）については、次の（ア）から（ウ）までの全てに該当する場合に算定する。</u></p> <p><u>（ア） 前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均工賃（※5）以上であること。</u></p> <p><u>（イ） 各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成しており、目標工賃達成に向けた業務、作業内容等の見直しなど工賃向上計画に基づく取組を実施していること。</u></p> <p><u>（ウ） 原則として、前年度の工賃実績が前々年度の工賃実績以上であること（経済状況等により低下する場合（※3）を除く。）。</u></p>

改正後	現 行
	<p>除く。)。。</p> <p>※1 <u>前年度の工賃実績</u></p> <p>(i) <u>前年度の工賃実績に基づくものとする。</u></p> <p>(ii) <u>月の途中において、利用開始又は終了した者の当該月の工賃は、工賃実績から除外する。</u></p> <p>※2 (i) <u>時間当たりの工賃の場合</u> <u>前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の2分の1</u> <u>(円未満四捨五入)以上</u></p> <p>(ii) <u>1日当たり及び1月当たりの工賃の場合</u> <u>平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省</u> <u>社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知「就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における</u> <u>留意事項について」に定める「事業所毎の平均工賃(賃</u> <u>金)の算定方法(事業所から各都道府県(指定都市にあ</u> <u>っては都道府県及び指定都市、中核市にあっては都道府</u> <u>県及び中核市)への報告)」に従い算出した時給額(以</u> <u>下「算出時給額」という。)が、前年度の各都道府県の</u> <u>最低賃金の2分の1以上</u></p> <p>※3 <u>同一都道府県内の就労継続支援B型事業所のうち、8割の</u> <u>就労継続支援B型事業所において工賃実績が低下した場合は、</u> <u>同一都道府県内全ての事業者についてこの規定は適用し</u> <u>ない。また、以下の(i)又は(ii)のいずれかに該当する</u> <u>ものとして都道府県がやむを得ないと認めた場合は、この規</u> <u>定を適用しない。</u></p>

改正後	現 行
	<p>(i) <u>個別の事業者にとって、原材料費等の高騰により、年間の直接経費に著しい変動があった場合</u></p> <p>(ii) <u>個別の事業者にとって、特別な事情により前々年度の工賃実績が大幅に増加した場合であって、前年度の工賃実績が当該前々年度の工賃実績を下回った場合。ただし、この場合であっても、特別な事情により工賃実績が大幅に増加した年度の前年度の工賃実績以上であること。</u></p> <p>※4 (i) <u>時間当たりの工賃の場合</u> <u>前年度の工賃実績が各都道府県の最低賃金の3分の1（円未満四捨五入）以上</u></p> <p>(ii) <u>1日当たり及び1月当たりの工賃の場合</u> <u>算出時給額が、前年度の各都道府県の最低賃金の3分の1以上</u></p> <p>※5 <u>各都道府県の施設種別平均工賃</u></p> <p>(i) <u>施設種別平均工賃の算出に当たっては、都道府県内の工賃実績が上位 25%の事業所及び下位 25%の事業所を除いて算出するものとする。</u></p> <p>(ii) <u>前年度の年度途中で就労移行支援事業所等から就労継続支援B型事業所へ移行した場合、前年度の当初において該当する施設種別での工賃実績と移行後の工賃実績を合算して算出し、上記（i）の施設種別平均工賃と比較すること。</u></p> <p>(iii) <u>各都道府県の施設種別平均工賃は前年度のものを使用すること。</u></p>

改正後	現 行
<p>⑤ 初期加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>4</u> の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑥ 訪問支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>5</u> の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑦ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>6</u> の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑧ 食事提供体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>7</u> の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑬の規定を準用する。</p> <p>⑨ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>8</u> の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑩ 欠席時対応加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>9</u> の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑪ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>10</u> の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑮の (-) の規定を準用する。</p> <p>⑫ 施設外就労加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の <u>11</u> の施設外就労加算については、3 の (4) の⑩の規定を準用する。</p>	<p>⑥ 初期加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>5</u> の初期加算については、2 の (6) の⑦の規定を準用する。</p> <p>⑦ 訪問支援特別加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>6</u> の訪問支援特別加算については、2 の (6) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>7</u> の利用者負担上限額管理加算については、2 の (1) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑨ 食事提供体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>8</u> の食事提供体制加算については、2 の (6) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑩ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>9</u> の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④の規定を準用する。</p> <p>⑪ 欠席時対応加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>10</u> の欠席時対応加算については、2 の (6) の⑨の規定を準用する。</p> <p>⑫ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>11</u> の医療連携体制加算については、2 の (7) の⑧の規定を準用する。</p> <p>⑬ 施設外就労加算の取扱い 報酬告示第 14 の <u>12</u> の施設外就労加算については、3 の (4) の⑪の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>⑬ 重度者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 12 の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑭ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 13 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑮ 送迎加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 14 の送迎加算については、2 の (6) の⑮の(-)から(五)までの規定を準用する。</p> <p>⑯ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 15 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (6) の⑯の規定を準用する。</p> <p>⑰ 在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の在宅時生活支援サービス加算については、3 の (3) の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑱ 社会生活支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 16 の 2 の社会生活支援特別加算については、3 の (1) の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑲ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>	<p>⑭ 重度者支援体制加算の取扱い 報酬告示第 14 の 13 の重度者支援体制加算については、3 の (4) の⑫の規定を準用する。</p> <p>⑮ 目標工賃達成指導員配置加算の取扱い 報酬告示第 14 の 14 の目標工賃達成指導員配置加算については、就労継続支援 B 型サービス費 (I) を算定する指定就労継続支援 B 型において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で 1 人以上配置し、当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が利用者の数を 6 で除して得た数以上である場合に、加算する。</p> <p>⑯ 送迎加算の取扱い 報酬告示第 14 の 15 の送迎加算については、2 の (6) の⑭の(-)から(四)までの規定を準用する。</p> <p>⑰ 障害福祉サービスの体験利用支援加算の取扱い 報酬告示第 14 の 16 の障害福祉サービスの体験利用支援加算については、2 の (5) の⑰の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑱ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第 14 の 17 及び 18 の福祉・介護職員処遇改善加算及び</p>

改正後	現 行
<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の⑳の規定を準用する。</p> <p>(6) <u>就労定着支援サービス費</u></p> <p>① <u>就労定着支援の対象者について</u></p> <p><u>就労定着支援については、報酬告示第14の2の1の注1に規定する生活介護等を受けて通常の事業所（就労継続支援A型事業所は除く。）に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者が対象となる。この場合、例えば、平成30年4月1日に就職した者は、平成30年9月31日に6月に達した者となることから、平成30年10月1日から就労定着支援を利用できるようになることが必要となる。</u></p> <p><u>なお、就労定着支援の指定を新たに受けた事業所においては、一体的に運営する指定生活介護、指定自立訓練、指定就労移行支援又は指定就労継続支援（以下「指定就労移行支援等」という。）を受けた後に就労し、就労を継続している期間が6月以上42月未満の障害者が利用対象者となるが、その場合の就労定着支援の利用期間は42月から就労を継続している期間を除いた期間とする。</u></p> <p>② <u>就労定着支援サービス費について</u></p> <p>(-) <u>就労定着支援サービス費の区分について</u></p> <p><u>就労定着支援サービス費については、生活介護等を受けて通常の事業所に新たに雇用され、就労を継続している期間が6月に達した障害者に対して、月1回以上の対面による支援を行った場合に、当該指定就労定着支援事業所における利用者数及び</u></p>	<p>福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>就労定着率に応じ、算定することとし、就労定着率の具体的な計算方法は以下による。</u></p> <p><u>ア 当該前年度末日から起算して過去3年間に就労定着支援を利用した総数を算出する。</u></p> <p><u>イ アの過去3年間に就労定着支援を利用した総数のうち当該前年度末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、以下は就労が継続している者として取り扱う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 就労定着支援の利用が終了しているが、就労が継続している者</u> <u>・ 就労定着支援の利用中に、離職した後1月以内に他の通常の事業所に雇用された場合であって、就労が継続している者（就労定着支援の利用中1回限りの転職について認める。）</u> <p><u>ウ イ÷アにより就労定着率を算出することとなるが、以下の場合はア及びイの対象から除外することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>・ 障害者を雇用する事業所で障害者に対する虐待があり、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第26条に基づく措置が講じられた場合であって、本人が離職を希望する場合</u> <u>・ 雇用された事業所が倒産した場合</u> <u>・ 利用者が死亡した場合</u> <p><u>なお、新たに指定を受ける場合の就労定着率については、指定を受ける就労定着支援と一体的に運営する指定就労移行支援等を受けた後、指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>一般就労した者の総数のうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の数の割合とし、具体的な計算方法は以下による。</u></p> <p><u>エ 指定を受ける前月末日から起算して過去3年間に指定就労移行支援等を受けた後、一般就労した者の総数を算出する。</u></p> <p><u>オ エのうち指定を受ける前月末日において就労が継続している者の総数を算出する。この場合、②の(-)のイの規定を準用して算出する。</u></p> <p><u>カ エ÷オにより新たに指定を受ける場合の就労定着率を算出する。この場合、②の(-)のウの規定を準用して算出する。</u></p> <p><u>(二) 就労定着支援サービス費の報酬算定について</u></p> <p><u>ア 就労定着支援の提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準第206条の8第2項の規定による利用者との対面による支援を1月に1回以上行わなかった場合は、就労定着支援サービス費に係る所定単位数を算定することができない。</u></p> <p><u>イ 就労定着支援サービス費は、就労定着支援事業所又は当該就労定着支援事業所を運営する同一の法人内の他の事業所（指定就労定着支援事業所以外の就労移行支援等事業所を含む。）に配置されている訪問型職場適応援助者養成研修修了者が、就労定着支援の利用者に対して支援を実施し、雇用安定助成金（障害者職場適応援助コースのことをいう。）の申請を行う場合は、当該申請に係る援助を行った利用者に対する当該月の就労定着支援サービス費は算定することができない。</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ウ 就労定着支援は、障害者が新たに雇用された通常の事業所での就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の支援を行うものであり、自立生活援助の支援内容を包含するため、自立生活援助との併給はできない。</u></p> <p><u>また、就労定着支援を利用する障害者は、一般企業に6月以上就労が継続している障害者であるため、自立訓練（生活訓練）との併給はできない。</u></p> <p>③ <u>特別地域加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第14の2の1の注4については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービス等に要する費用の額の算定に関する基準等に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第176号）に居住している利用者の居宅又は当該地域に利用者が雇用された通常の事業所において、利用者との対面により就労定着支援を行った場合に、加算する。</u></p> <p><u>なお、特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第206条の10に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第206条の12において準用する指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</u></p> <p>④ <u>企業連携等調整特別加算の取扱い</u></p> <p><u>報酬告示第14の2の2の企業連携等調整特別加算については、</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>職場への定着支援について、支援開始1年間は障害者本人に対する支援回数も頻回になる傾向があると同時に、雇用された企業、医療機関等との関係機関との関係性を構築するなど、時間や労力を要することから、就労定着支援の利用を開始した日から起算して1年間に限り加算する。</u></p> <p><u>例えば、平成30年4月から指定を受けて就労定着支援を開始する場合には、就労定着支援の利用者は支援開始1年目となるので当該加算の算定が可能となる。</u></p> <p>⑤ <u>初期加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第14の2の3の初期加算については、生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「生活介護等」という。）と一体的に運営される就労定着支援事業所において、一体的に運営される生活介護等以外を利用して通常の事業所に雇用された障害者に対して、就労定着支援を行う場合には、アセスメント等に時間や労力を要することから、1回に限り加算する。</u></p> <p><u>なお、同一法人内の他の就労定着支援事業所を利用する際は、アセスメント等の情報共有や連携が可能と考えられることから、初期加算を算定することはできない。</u></p> <p>⑥ <u>就労定着実績体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(-) <u>報酬告示第14の2の4の就労定着実績体制加算については、前年度末日から起算して過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の割合が前年度において100分の70以上の場合</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</u></p> <p><u>(二) 注中「指定就労定着支援の利用を終了した者」とは、3年間の支援期間未滿で利用を終了した者も含むものとする。</u></p> <p><u>(三) 就労定着実績体制加算については、指定を受けた日から1年間は算定できないが、例えば、平成30年4月から就労定着支援を実施する場合であって、平成30年度中に利用を終了した者がいた場合、翌年度において、当該者が「前年度において障害者が雇用された通常の事業所に42月以上78月未滿の期間継続して就労している者又は就労していた者」に該当し、そのような者の割合が100分の70以上の場合は、平成31年度から就労定着実績体制加算を算定できる。</u></p> <p><u>⑦ 職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算の取扱いについて報酬告示第14の2の5の職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算については、3の(3)の⑫のイに掲げる職場適応援助者養成研修の修了者を就労定着支援員として配置した場合に、就労定着支援の利用者全員に対して加算する。</u></p> <p><u>⑧ 利用者負担上限額管理加算の取扱いについて報酬告示第14の2の6の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑨の規定を準用する。</u></p> <p><u>(7) 自立生活援助サービス費</u></p> <p><u>① 自立生活援助サービス費について</u></p> <p><u>(一) 自立生活援助サービス費の対象者について</u></p> <p><u>ア 自立生活援助サービス費(I)については、障害者支援施設、</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者、指定共同生活援助事業所等又は福祉ホームに入居していた障害者、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。）に入院していた障害者、救護施設又は更生施設に入所していた障害者、刑事施設、少年院又は更生保護施設に収容されていた障害者、保護観察所に設置若しくは併設された宿泊施設等に宿泊していた障害者又は更生保護法の規定による委託を受けた者が当該委託に係る応急救護若しくは更生緊急保護として利用させる宿泊施設に宿泊していた障害者（以下「施設退所者」という。）であって、退所等をしてから1年以内（退所等した日から1年を経過した日の属する月まで）の期間について、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>イ 自立生活援助サービス費（Ⅱ）については、施設退所者であって、退所等した日から1年を超える者又は現に居宅において単身であるため、若しくは同居している家族等が障害、疾病等のため、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者に対し、指定自立生活援助事業所の従業者が、指定自立生活援助を行った場合に算定する。</u></p>	

改正後	現 行
<p>(二) <u>自立生活援助サービス費の算定について</u> <u>自立生活援助サービス費については、指定自立生活援助事業所が都道府県知事に届け出た、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 14 第 1 項に掲げる地域生活支援員 1 人当たりの利用者数に応じ、算定するものとする。</u> <u>なお、地域生活支援員が、指定障害福祉サービス基準第 206 条の 18 の規定による定期的な訪問による支援を 1 月に 2 日以上行わなかった場合は、算定しないものとする。</u></p> <p>② <u>福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 2 の福祉専門職員配置等加算については、2 の (5) の④（㊦を除く。）の規定を準用する。</u></p> <p>③ <u>初回加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 3 の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。</u> <u>ただし、当該利用者が過去 3 月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</u></p> <p>④ <u>同行支援加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第 14 の 3 の 4 の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</u></p>	

改正後	現行
<p>⑤ <u>利用者負担上限額管理加算の取扱いについて</u> 報酬告示第14の3の5の利用者負担上限額管理加算については、2の(1)の⑱の規定を準用する。</p> <p>(8) <u>共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</u></p> <p>① <u>共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(-) 共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを</p>	<p>(6) 共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費</p> <p>① 共同生活援助サービス費</p> <p>(-) 共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。)第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141号。)第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。)</p>

改正後	現行
<p>含む。)に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定する。</p> <p>ただし、次の (ア) 又は (イ) に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第 15 の 1 の注 5 の (1) から (3) までに定める単位数を算定する（平成 33 年 3 月 31 日までの経過措置）。この場合、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認することとする。</p> <p>なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第 15 の 1 のイからニまでに定める単位数を算定する。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p>	<p>に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第 208 条第 1 項第 1 号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定する。</p> <p>ただし、次の (ア) 又は (イ) に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあつては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第 15 の 1 の注 5 の (1) から (3) までに定める単位数を算定する（平成 30 年 3 月 31 日までの経過措置）。この場合、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認することとする。</p> <p>なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第 15 の 1 のイからニまでに定める単位数を算定する。</p> <p>(ア) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であつて、区分 4、区分 5 又は区分 6 に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者（以下「指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項の適用を受ける利用者」という。）</p> <p>(イ) 区分 4、区分 5 又は区分 6 に該当する者であり、次の (i) 及び (ii) のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による</p>

改正後	現行
<p>イ 共同生活援助サービス費の区分について (略)</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ウ) (略)</p> <p>(エ) 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (i) (略)</p>	<p>居宅介護(居宅における身体介護が中心である場合に限る。)の利用を希望する者(以下「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける利用者」という。)</p> <p>(i) 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>(ii) 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること</p> <p>イ 共同生活援助サービス費の区分について 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数に及び、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 共同生活援助サービス費(Ⅰ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(イ) 共同生活援助サービス費(Ⅱ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ウ) 共同生活援助サービス費(Ⅲ) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</p> <p>(エ) 共同生活援助サービス費(Ⅳ) (i) 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居している者等であつて、共同生活住居への入居を希望している者が、体験</p>

改正後	現 行
<p>(ii) (略)</p> <p>(iii) 共同生活援助サービス費(Ⅳ)を算定している場合、<u>⑫</u>の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、<u>⑬</u>の入院時支援特別加算及び<u>⑭</u>の長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、<u>⑮</u>の帰宅時支援加算及び<u>⑯</u>の長期帰宅時支援加算は算定しない。</p> <p>(オ) (略)</p>	<p>的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。</p> <p>(ii) 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。(病院に入院している者についても同様の取扱いとする。)</p> <p>(iii) 共同生活援助サービス費(Ⅳ)を算定している場合、<u>⑧</u>の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、<u>⑨</u>の入院時支援特別加算及び<u>⑩</u>の長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、<u>⑪</u>の帰宅時支援加算及び<u>⑫</u>の長期帰宅時支援加算は算定しない。</p> <p>(オ) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則第18条の</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p>	<p>2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を算定することができる。</p> <p>(三) 大規模住居等減算の取扱い</p> <p>共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。</p> <p>なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が8人以上 21人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の93を乗じて得た数</p> <p>ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数</p> <p>なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住</p>

改正後	現 行
<p>② <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(一) <u>日中サービス支援型共同生活援助の対象者について</u></p> <p><u>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</u></p> <p><u>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</u></p> <p><u>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</u></p> <p><u>また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。</u></p> <p>(二) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</u></p> <p>ア <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数及</u></p>	<p>居をいうものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>び利用者の障害支援区分に応じ算定する。</u></p> <p><u>ただし、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注5に掲げる単位数を算定する。</u></p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬告示第15の1の2の注6又は7に掲げる単位数を算定する。</u></p> <p><u>イ 日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費の区分について</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</u></p> <p><u>(ア) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(1)</u></p> <p><u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を3で除</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>して得た数以上であること。</u></p> <p>(イ) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(ウ) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅲ)</u> <u>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</u></p> <p>(エ) <u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u> <u>報酬告示第15の1の2のニの日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)については、①の(二)のイの(エ)の規定を準用する。</u></p> <p><u>なお、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注9に掲げる単位数を算定する。</u></p> <p>(オ) <u>指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。）を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービ</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ス費（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。）を算定することができる。</u></p> <p><u>(三) 大規模住居減算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第15の1の2の注10の(3)及び(4)については、①の(三)（アを除く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>③ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費について</u></p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p><u>② 外部サービス利用型共同生活援助サービス費</u></p> <p>(一) 外部サービス利用型共同生活援助の対象者について 外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、①の(一)の規定を準用する。</p> <p>(二) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>ア 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(I) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(II) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>ウ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費(III) 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</p>

改正後	現 行
<p>エ (略)</p> <p>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) 報酬告示第15の1の2の2のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) については、①の (二) のイの (エ) の規定を準用する。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて 報酬告示第15の1の2の2の注7の (3) 及び (4) については、①の (三) の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「④の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>④ 受託居宅介護サービス費について</p>	<p>エ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅳ) アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号。)附則第4条の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)であること。</p> <p>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) 報酬告示第15の1の2のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (Ⅴ) については、①の (二) のイの (エ) の規定を準用する。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱い 報酬告示第15の1の2の注7の (3) 及び (4) については、①の (三) の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「③の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が8人以上 21人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の90を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の87を乗じて得た数</p> <p>③ 受託居宅介護サービス費</p>

改正後	現 行
(略)	<p>(一) 受託居宅介護サービスの対象者について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち区分2以上に該当する障害者とする。</p> <p>(二) 受託居宅介護サービス費の算定について 受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス（身体介護を伴う場合に限る。）を行った場合に、算定する。</p> <p>受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。</p> <p>受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行</p>

改正後	現 行
	<p>われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。</p> <p>また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。</p> <p>なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>(三) 基準単価の適用について</p> <p>外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サービスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(四) 受託居宅介護サービスの所要時間について</p> <p>ア 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短</p>

改正後	現 行
	<p>いサービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合には、概ね2時間以上の間隔を空けないものとする。</p> <p>なお、身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。</p> <p>イ 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>ウ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本であるが、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当た</p>

改正後	現 行
	<p>りの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。</p> <p>なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所要時間がエの要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできないものであること。</p> <p>エ 「所要時間15分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>(五) 受託居宅介護サービス事業者への委託料について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとする。</p> <p>(六) 委託する受託居宅介護サービス事業者の数について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する観点から、1つの指定居宅介護事業者とすることが考えられるが、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であ</p>

改正後	現 行
<p>⑤ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④(四を除く。)の規定を準用する。</p> <p>⑥ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて (略)</p> <p>⑦ 看護職員配置加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の3の看護職員配置加算については、<u>指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第208条第1項、第213条の4第1項又は第213条の14第1項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。</u> ただし、<u>複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。</u> なお、当該加算は、<u>指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀</u></p>	<p>ると認められる場合 イ 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を 勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要 と認められる場合</p> <p>④ 福祉専門職員配置等加算の取扱い 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、 2の(5)の④の規定を準用する。</p> <p>⑤ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱い 報酬告示第15の1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加 算については、2の(9)の⑦の規定を準用する。 (新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。</u></p> <p>ア <u>利用者に対する日常的な健康管理</u></p> <p>イ <u>医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等</u></p> <p>ウ <u>定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援</u></p> <p>エ <u>看護職員による常時の連絡体制の確保</u></p> <p>オ <u>重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</u></p> <p><u>また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の7の医療連携体制加算（医療連携体制加算Ⅳを除く。）の算定対象とはならないこと。</u></p> <p>⑧ <u>夜間支援等体制加算の取扱いについて</u></p> <p>(-) (略)</p>	<p>⑥ 夜間支援等体制加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第 15 の 1 の 5 の イ の 夜間支援等体制加算 (I) については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで（午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。）を基本として、設定するものとする。以下この⑤において同じ。）を通じて必要な介護等の支援を提</p>

改正後	現 行
<p>ア (略)</p>	<p>供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難い特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>(イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね 10 分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1 人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、</p> <p>(i) 複数の共同生活住居(5カ所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1カ所とする。)に限る。)における夜間支援を行う場合にあつては20人まで、</p> <p>(ii) 1カ所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあつては30人まで</p>

改正後	現 行
<p>イ (略)</p>	<p>を上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(7) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム（従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。）については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合のみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌</p>

改正後	現 行
<p>ウ (略)</p>	<p>朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第 15 の 1 の 3 の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</p> <p>(エ) 1 人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあっては、少なくとも一晩につき 1 回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数</p>

改正後	現 行
<p>(二) (略)</p>	<p>は、現に入居している利用者の数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1 カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額 → 1,570人÷365日=4.3人。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額(336単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算(Ⅱ)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保してい</p>

改正後	現 行
<p>ア 夜間支援従事者の配置 (略)</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (7) (略)</p> <p>(1) (略)</p>	<p>る場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (一) のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (7) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(1) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝</p>

改正後	現 行
<p>(㊦) (略)</p> <p>(エ) (略)</p> <p>ウ (略)</p>	<p>の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(㊦) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも一晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第二の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1カ所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第二の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程</p>

改正後	現 行
<p>(三) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する 場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制 が確保されている場合</p>	<p>において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数 点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住 居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの 夜間支援等体制加算(Ⅰ)及び同ハの夜間支援等体制加算(Ⅲ) を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)につ いては、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定 共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じ て、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事 態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよ う、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が 認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をい うものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容 警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締 結している場合に算定できるものであること。 なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等につい て伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容 常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐す る場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。 (ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制 が確保されている場合</p>

改正後	現行
<p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)、<u>報酬告示第14の3の1の自立生活援助サービス費</u>及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ (略)</p> <p>⑨ <u>夜勤職員加配加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算</u>については、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>において、<u>指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項</u>に定める夜間支援従事者に加</p>	<p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等（報酬告示第11の9のハの夜間支援等体制加算(Ⅲ)及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。）により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算(I)及び同ロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)を算定できないものであること。</p> <p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</u></p> <p><u>(一) 夜間支援従事者の加配</u></p> <p><u>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要がある、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</u></p> <p><u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所（併設事業所に限る。）の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</u></p> <p><u>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</u></p> <p><u>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(三) 加算の算定方法</u></p> <p><u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定</u></p>	

改正後	現行
<p><u>障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</u></p> <p>⑩ 重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6：2人÷2.5=0.8人 ・ 区分5：2人÷4=0.5人 ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算） 	<p>⑦ 重度障害者支援加算の取扱い</p> <p>報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6：2人÷2.5=0.8人 ・ 区分5：2人÷4=0.5人 ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数（常勤換算） 0.8人+0.5人=1.3人

改正後	現行
<p>勤換算) 0.8人+0.5人=1.3人 → 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ <u>指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑩において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ただし、平成31年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)又は喀痰吸引等研修(第二号)のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとする。</p> <p>ウ <u>指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所</u>に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度</p>	<p>→ 1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第二号)修了者(以下この⑦において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第一号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第二号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ただし、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、実践研修修了者が配置されていない場合であっても、サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上に強度行動障害支援者養成研修(実践研修)、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修(第一号)又は喀痰吸引等研修(第二号)のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ている場合は、当該届出を行った年度のうち当該届出を行った月以降について、この要件を満たすものとする。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、</p>

改正後	現行
<p>行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑩において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>ただし、<u>基礎研修修了者が20%以上配置されていない場合でも、平成31年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上が基礎研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他の10%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p>	<p>重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修（第三号）修了者（以下この⑦において「基礎研修修了者」という。）であること。その際、喀痰吸引等研修（第一号）修了者又は喀痰吸引等研修（第二号）修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修（第三号）修了者が配置されているものとみなす。</p> <p>ただし、<u>次に該当する場合については、基礎研修修了者が20%以上配置されていない場合でも、この要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(7) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上に強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程、行動援護従業者養成研修、喀痰吸引等研修（第一号）、喀痰吸引等研修（第二号）又は喀痰吸引等研修（第三号）（以下この⑦において「基礎研修等」という。）のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p> <p><u>(イ) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間においては、生活支援員のうち20%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出ていること。</u></p> <p><u>(ウ) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間においては、生活支援員のうち10%以上が基礎研修修了者であって、かつ、生活支援員のうち他の10%以上に基礎研修等のいずれかを年度内に受講させる計画を作成し、都道府県知事に届け出</u></p>

改正後	現 行
<p>エ (略)</p> <p>⑪ 日中支援加算の取扱いについて (-) (略)</p>	<p>ていること。</p> <p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が13名の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ウ (ア) の場合 <p>13名×10%=1.3名 よって、2名以上について研修を受講させる計画を定める。</p> <p>⑧ 日中支援加算の取扱い</p> <p>(-) 報酬告示第15の1の7のイの日中支援加算(I)については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者(65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。)であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサー

改正後	現 行
	<p>ビス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等（報酬告示第 15 の 1 の 5 のロの日中支援加算(Ⅱ)を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第 15 の 1 の 5 のロの日中支援加算(Ⅱ)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又</p>

改正後	現 行
<p>(二) 報酬告示第15の1の7のロの日中支援加算(Ⅱ)については、<u>指定共同生活援助等</u>と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、<u>日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画</u>(以下「<u>共同生活援助計画等</u>」という。)に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) <u>指定共同生活援助事業所等</u>は、当該利用者に対して日中</p>	<p>は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の7のロの日中支援加算(Ⅱ)については、<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助</u>と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画若しくは<u>共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画</u>に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であつて、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) <u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定</u></p>

改正後	現 行
<p>に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、<u>共同生活援助計画等</u>に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p><u>ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の4に規定する人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しないこととする。</u></p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該<u>指定共同生活援助事業所等</u>に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算（I）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p>	<p><u>共同生活援助事業所</u>は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、<u>共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画</u>に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算（I）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p>

改正後	現行
<p>加算の算定は、<u>指定共同生活援助事業所等</u>ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>⑫ <u>自立生活支援加算の取扱いについて</u></p> <p>報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。</p> <p>ただし、退居して他の<u>指定共同生活援助等</u>を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</p> <p>⑬ <u>入院時支援特別加算の取扱いについて</u></p> <p>報酬告示第15の3の入院時支援特別加算については、3の(2)の⑫の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)、日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>	<p>加算の算定は、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の5のイの日中支援加算(I)の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>⑨ <u>自立生活支援加算の取扱い</u></p> <p>報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の③を参照されたい。</p> <p>ただし、退居して他の<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助</u>を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</p> <p>⑩ <u>入院時支援特別加算の取扱い</u></p> <p>報酬告示第15の3の入院時支援特別加算については、3の(2)の⑩の規定を準用する。</p> <p>なお、<u>共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)</u>を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p>

改正後	現 行
<p>⑭ 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の3の2の長期入院時支援特別加算については、3の(2)の⑬の規定を準用する。</p> <p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑮ 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の4の帰宅時支援加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑯ 長期帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の5の長期帰宅時支援加算については、3の(2)の⑮の規定を準用する。</p>	<p>⑪ 長期入院時支援特別加算の取扱い 報酬告示第15の3の2の長期入院時支援特別加算については、3の(2)の⑫の規定を準用する。</p> <p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はロの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑫ 帰宅時支援加算の取扱い 報酬告示第15の4の帰宅時支援加算については、3の(2)の⑬の規定を準用する。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑬ 長期帰宅時支援加算の取扱い 報酬告示第15の5の長期帰宅時支援加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。</p>

改正後	現行
<p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、<u>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所はロの加算額を</u>、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)、<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅳ)</u>、報酬告示第15の1の2の注9に定める<u>日中サービス支援型共同生活援助サービス費</u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑰ <u>地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑰の規定を準用する。</p> <p>⑱ <u>精神障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の6の2の精神障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑱の規定を準用する。</p> <p>⑲ <u>強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の⑲の規定を準用する。</p> <p>⑳ <u>医療連携体制加算の取扱いについて</u> 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、2の(7)の⑳の規定を準用する。 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅴ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して<u>指定共同生活援助事業所等</u>で生活を継続できるように、日常的な健康管理</p>	<p>指定共同生活援助事業所はイの加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は<u>ロ</u>の加算額を算定するものとする。</p> <p>なお、共同生活援助サービス費(Ⅳ)又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費(Ⅴ)を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>⑭ 地域生活移行個別支援特別加算の取扱い 報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)の⑭の規定を準用する。 (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>⑮ 医療連携体制加算の取扱い 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅳ)までについては、2の(7)の⑧の規定を準用する。 報酬告示第15の7の医療連携体制加算(Ⅴ)については、環境の変化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u></p>

改正後	現行
<p>を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、<u>指定共同生活援助事業所等</u>の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p> <p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該<u>指定共同生活援助事業所等</u>の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における<u>指定共同生活援助等</u>における家賃や食材料費の</p>	<p>で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p> <p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該<u>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所</u>の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における<u>指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定</u></p>

改正後	現 行
<p>取扱いなどが考えられる。</p> <p>⑳ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉓の規定を準用する。</p> <p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援</p> <p>(1) <u>地域移行支援サービス費について</u></p> <p>① <u>地域移行支援サービス費の区分について</u></p> <p>(-) <u>地域移行支援サービス費(I)については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成30年厚生労働省告示第114号）に適合しているものとして</u></p>	<p><u>共同生活援助</u>における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>㉑ 通勤者生活支援加算の取扱い 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の㉒の規定を準用する。</p> <p>㉓ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱い 報酬告示第15の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉓の規定を準用する。</p> <p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1. 指定地域移行支援 (新設)</p>